

議案第 6 1 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 8 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 の 1 の項の備考 1 中「移転する」を「同一敷地内において移転する」に改め、同表 2 の項の備考 1 中「移転した」を「同一敷地内において移転した」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第13（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第13（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	建築物等 確認申請 手数料	(略)	(略)	1	建築物等 確認申請 手数料	(略)	(略)
		備考 1 アの場合の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び <u>同一敷地内において移転する場合を除く。</u> ） 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（ <u>同一敷地内において移転する場合を除く。</u> ） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） (3) 建築物を同一敷地内において移転する				備考 1 アの場合の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び <u>移転する場合を除く。</u> ） 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（ <u>移転する場合を除く。</u> ） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） (3) 建築物を <u>移転する場合</u> （次号に掲げる	

		<p>場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を<u>同一敷地内において移転する</u>場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2～6（略）</p>	
2	建築物等 完了検査 申請手数料	(略)	(略)
		<p>備考</p> <p>1 ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（<u>同一敷地内において移転した場合を除く。</u>）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を<u>同一敷地内において移転した場合</u>にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>2（略）</p>	
	(略)		

		<p>場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を<u>移転する</u>場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2～6（略）</p>	
2	建築物等 完了検査 申請手数料	(略)	(略)
		<p>備考</p> <p>1 ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（<u>移転した場合を除く。</u>）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を<u>移転した場合</u>にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>2（略）</p>	
	(略)		